

福岡県におけるキャリア形成プログラムについて

1 定義

地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師確保が困難な診療科等の解消及びへき地等における医師の確保を目的として、県が主体となり策定する就業に係るプログラム。

2 自治医科大学卒業医師に係るキャリア形成プログラム

(1) 対象者

へき地等の地域医療の確保及び向上に貢献する医師を養成することを目的として、全都道府県の出資により設立され、授業料等の全額を修学資金として大学から貸与される自治医科大学医学部を卒業した医師（以下、「自治医科大学卒業医師」と言う。）

※令和元年度以降に本県から入学する自治医科大学医学部卒業医師を対象とするが、現在在学中の学生及び卒後3年目までの医師についても個別に協議の上、参加を促す。

(2) プログラム全体の就業年数

通常9年間 ※留年等の期間がある場合は延長

(3) 配置方針

I 基本的な考え方

修学資金返還の債務を免除する要件を満たすよう（義務を適正に履行できるよう）、へき地等の公立医療機関で勤務しながら、義務年限期間内での内科または総合診療専門医資格の取得が可能な就業とする。

II 就業期間

プログラム全体の就業年数9年間のうち、研修期間4年間を除く5年間、へき地等の公立医療機関で従事する。

III 従事する診療領域

・ 内科・総合診療

へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する総合医を養成するとして自治医科大学建学の趣旨に則り、内科・総合診療に従事する。

IV 就業先

- ・ 卒後2年間は、初期臨床研修のため、県内の大学病院または臨床研修指定病院とする。
- ・ 卒後3年目は、地域医療についての知識・技術を習得することが可能であり、かつ総合診療専門研修プログラムの基幹施設である医療機関とする。
- ・ 卒後4年目以降は、へき地等勤務期間として、県が指定するへき地等にある公立医療機関とする。なお、へき地等勤務期間のうち1年間（概ね義務年限6年目ま

たは 7 年目）を後期研修と位置づけ、研修を目的としたへき地等以外での勤務を認める。（ただし県内医療機関及び自治医科大学附属病院に限る。）

<概略図>

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・ 臨床研修 後期 ・ 専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、専門医の取得に必要な症例を経験					
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	大学病院または 臨床研修指定病院		県が指定する医療機関	へき地等にある公立医療機関 （※後期研修期間を除く）					

V 取得可能な専門医資格

一般社団法人日本専門医機構が認定する次の専門医資格

- ・ 内科、総合診療

VI 義務年限中に他県で勤務する期間がある（結婚協定）医師について

- ・ 取得できる資格や経験できる症例等について、医師本人の希望を踏まえ、両県で協議の上、本県がキャリア形成プログラムを策定する。
- ・ 他県出身の医師のキャリア形成プログラムについては、本県では策定しない。